

氏 名	まる やま ゆき ひこ 丸 山 幸 彦
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 429 号
学位授与の日付	平 成 14 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	古代東大寺庄園の研究

論文調査委員 (主 査) 教 授 鎌 田 元 一 教 授 勝 山 清 次 助 教 授 吉 川 真 司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、古代の東大寺庄園群を素材に、八世紀から十世紀に至る王臣家・寺社の大土地所有の在り方、その歴史的展開過程を明らかにしようとしたものである。全体は、第一「北陸における東大寺庄園群の展開」、第二「畿内・中国地域における東大寺庄園群」、第三「阿波国新島庄の成立とその変遷」、第四「十世紀の東大寺庄園」の四部に分かれたれ、本論文の意図と内容の概略を述べた序論の他に、全十三章および一編の余論から構成される。

正倉院に残されている東大寺庄園関係文書及び絵図は、越前・越中・近江・伊賀・摂津・阿波・因幡の諸国のものに限られるが、平安時代後期作成の一連の文書目録類には他にも文書名を残すのみの庄園が多く見出だされる。これら東大寺庄園はその殆ど全てが八世紀中期に集中して設定されているが、論者はこれらを、一部の庄園を除き、次の四個の庄園群に編成されていたものとして把握する。

第一 北陸道によって結び合わされている庄園群…越前・越中・越後の庄園

第二 東海道によって結び合わされていると推定される庄園群…伊勢・美濃・尾張の庄園

第三 大阪湾と淀川及び大和盆地を結ぶ陸上・水上交通路の要衝の地に配置されている庄園群…摂津・大和の庄園

第四 紀伊水道及び瀬戸内海の水上交通路によって結び合わされている庄園群…播磨・備前・備中・備後・周防・因幡・伯耆・紀伊・阿波・伊予の庄園

従来の研究は、史料の残存状況に規制され、これら諸庄のうち越前・越中の大規模庄園群に集中しがちであったが、論者はそのような在り方を批判し、上記四群の庄園を有機的連関のもとに捉え、東大寺の庄経営を、庄園群の地域的広がりや時代的変遷に即して全体的に考察することに努めている。

第一部第一章「越前・越中・伊賀における東大寺庄園の展開—天平神護二年八月二十六日官符を中心に—」では、天平勝宝元年に成立した表題三国の東大寺庄園の成立・展開過程、特に天平神護二年八月二十六日官符を承けて進められた諸庄園の再編の様相が詳細に比較・検討され、①天平神護二年十月越前惣券記載の八箇の庄園は、天平感宝元年の施入詔により一斉に設定されたものであるが、以前から在地農民諸層によって開発が進められつつあった耕地の島をその内部に含んでおり、寺田の開発は彼らの開発・耕作活動との間に矛盾を孕みつつ展開したこと、②これら諸庄園は、藤原仲麻呂政権下での東大寺圧迫政策もあり、天平宝字四～五年段階で寺田への国司・百姓らの攻撃にさらされるが(宝字事件)、天平神護二年に至り、東大寺からの巻返しが庄域内からの他者耕地の排除という形でなされ、その結果を記したものが同年十月の越前惣券であること、③他者耕地の排除は、「改正」—庄域設定後その内部で新たに開発された全ての他者田地の没収—、「相替・買」—庄域占点前から存続する口分田・他者墾田の交換・買得による排除—、庄域内で生江臣東人が開発した耕地の「寄進」という三途によって行われ、その結果、口分田・乗田・百姓墾田により構成される公田的な田地のただなかに、それとは隔絶した東大寺の私田のみによって構成される大農場が出現したこと、④越中の諸庄も越前と同じく天平感宝元年詔に基づき一斉に占点されたものであるが、天平神護二年八月二十六日官符による再編においては「改正」の作業はなされるものの、周辺の公田との入り組み状況を整理するための「相替・買」の作業はなされておらず、不十分な大農場化に止まっていること、

⑤伊賀においては、庄成立時においてもともと上から設定された一円的な庄園は存在せず、百姓墾田地の買得による集積のみで寺田が成り立っており、かつ天平神護二年段階で八月二十六日官符による「改正」はなされたが、越前に特徴的に見られた寺田の集約化・一円化はなされていないこと、などの諸点が明らかにされる。

第二章「越前平野の村と道守庄—中国少数民族世界との対比を中心に—」は、道守庄を素材に前章(1)の内容を具体的に明らかにしたもので、中国雲南省西双版纳地域の傣族が作り上げている専制国家（首長国）との対比を通じ、①八世紀前半の越前平野においては口分田の割り替え単位となる共同体が郷のもとに複数存在したが、その枠を越えて豪族・農民諸層が入り混じり的に未開地上に進出し、各処に「村」と呼ばれる開発田地群を形成していたこと、②道守庄となる地には庄成立以前に二つの墾田地群が存在したが、これはそのような「村」の一つであり、それを核に道守庄が成立すること、③庄域内には共同体規制下の百姓墾田が引き続き存続するが、庄域設定後の開発活動は圧迫されており、また、庄の大規模開発がそれまでの灌漑系統を利用したことにより、庄域設定以前からの百姓墾田に荒廃化の萌しが見られるなど、東大寺と在地の「村」との間の矛盾が進行し、それが宝字事件として表面化すること、などが明らかにされる。

第三章「越前諸庄園の経営—桑原庄を中心に—」では、八世紀中期の越前諸庄の経営の在り方が問題とされ、近年における諸研究の成果を踏まえて独自の所論が展開される。従来、越前諸庄の経営については、造東大寺司による公田賃租的経営（桑原庄が代表）、坂井郡大領品治部君広耳墾田に見られるような在地豪族による一括賃租方式の経営の二つがあるとされ、通説的な位置を占めてきた。これに対し論者は、庄内に蓄積された大量の現稲（庄内留保稲）を営田主側が確保している営料と見、桑原庄を含めた越前諸庄園の経営は、複数の「所」を単位とする請作佃の方式を取った営田方式の経営と見るべきことを主張する。

第二部第一章「天平勝宝八年六月勅施入庄・所群の性格と機能—水無瀬・難波・平城京南郊—」、第二章「水上交通路沿いの東大寺庄園—因幡国高庭庄と湖山池・千代川—」、第三部第一章「大河川下流域における開発と交易の進展—開発・改修計画図としての新島庄絵図—」、第二章「水上交通路としての南海道支道と東大寺庄園—八世紀の新島庄勝浦地区—」の諸章では、八世紀中期の上記第三群及び第四群の庄園（畿内及び中・四国の庄園）が取り上げられる。

まず天平勝宝八歳六月孝謙天皇勅施入の畿内の庄・所群であるが、これらは、①摂津国については猪名川河口・難波津・山崎津、大和国については平城京東西市周辺及び盆地内部の水陸交通路の要衝の地に所在し、②倉庫機能あるいは牛馬の飼育機能を持つ物資運搬の拠点として設定されたもので、③耕地は存在しないか、存在しても付随的な意味しか持っておらず、淀川・大和川水系を軸にした造東大寺司の畿内における交通・運輸体系の整備を目的としていたことが指摘される。

次に中・四国の庄園では、まず天平勝宝八歳立券の因幡国高庭庄について、①この庄は、鳥取平野北端の千代川・袋川などの合流点河原上に位置する星田野・奥家地・郡門三地区と、平野南端の倉見地区とに分散して設定されていたこと、②前者は因幡国内外からの水陸交通路が集中する地であり、後者もまた因幡南部の交通・運輸の中心で、両者は湖山池・湖山川水運で結び合わされ、高庭庄は全体として因幡国内の諸物資を集積することを目的に設定されていたことが明らかにされる。

同じ中・四国の庄園で、高庭庄と同時に立券された阿波国新島庄についても、成立過程に対する詳細な検討を通じて以下の諸点が明らかにされる。すなわち、①成立当初の新島庄は吉野川下流域低湿地上に数 km ずつ離れて所在する本庄・枚方・大豆処の三地区から構成されていた。②このうち大豆処地区は、吉野川沿いの大豆津に交通・運輸の拠点として設定されたものである。③この三地区とは別に、後に新たに新島庄の四番目の地区として勝浦地区が設定される。同地区は勝浦川河口の津である中湖に設置されたと見てよい。④八世紀初頭に阿波から土佐への直行路として開設された南海道支道は、平城宮出土木簡に薩麻駅・武芸駅の名が見えることにより、紀伊水道沿いに走っていることが明確となった。両駅とも水駅であり、南海道支道は津に置かれた水駅を結ぶ水上交通路であった。勝浦地区の置かれた中湖もこの水上交通路沿いの津であった。⑤大豆処地区が阿波国北部（吉野川流域）の物資集散の要を押さえているのに対応して、勝浦地区は勝浦郡・那賀郡など阿波国南部の物資集散の要を押さえる地として設定されたと考えられる。

以上の検討を通じ、(1)中・四国の庄園群（第四群）は、難波に向かう瀬戸内・紀伊水道沿いの水上交通路により結び合わされたものとして、天平勝宝八歳の一斉立券によって本格的な成立をみたこと、(2)その同じ勝宝八歳に孝謙勅施入庄・所群（第三群）が作られているが、第三群を構成する諸庄のうちの幾つかは大和盆地内でも東からの交通路沿いに所在する点から見て、この第三群の成立により、第一・第二・第四の諸庄園群は最終的に東大寺への物資供給機能を円滑に果たすことが

可能となったと言えること、が指摘され、天平勝宝元年から設定が開始されていた東大寺庄園群は、同八歳から翌九歳にかけてその完成期を迎えるとの評価が与えられる。

第二部第三章「山野河海の世界における東大寺庄園と村里刀禰」、第三部第三章「九世紀における低湿地開発の進展と庄園返還運動」は、播磨国赤穂郡の東大寺塩山及び阿波国新島庄の立券以後の動向を素材に、東大寺の庄経営と在地社会の生産活動との関係に検討を加え、八世紀末以降顕著に進展する山野河海の世界での人間の生産活動の活発化、それを追う形での王臣家・寺社の大規模な土地占点の進行とそれに対する国家の規制の在り方を明らかにしたものである。①赤穂郡の塩山については、共同体規制を背景とする在地刀禰層との協力関係のもとでの経営が見て取れ、そのことが少なくとも八世紀末に至るまで、この塩山が安定して経営されていくことを可能にしていたが、一般には八世紀中期以降、東大寺庄園の多くは顕在化していた在地農民諸層との間の矛盾を克服できないまま経営を行き詰まらせ、衰退の道を歩む。②都が山背盆地に移る八世紀末頃から、造都用資財の確保とその運搬を目的に、山間部の柚や津周辺での野・牧の設定が各地で活発化し始め、かつ平野の世界を越えた山野河海の世界における墾田地設定の動きも顕著になる。③律令国家は、このような二つの世界にまたがって展開する大土地所有を民要地確保の観点から規制すべく、一連の法令を發布する。王臣家・諸司・寺家の山野河海の地の占点を禁じた延暦三年十二月十二日詔がその出発点であり、同十七年十二月八日官符による具体化・徹底を経て、大同元年に至り、特に八月二十五日官符によって墾田開発を目的とした占点地をも規制・整理の対象としたことで、平安時代初頭の律令国家の占点地規制は完成の域に達したと見ることができる。④このような状況のなかで、東大寺の庄経営は一つは畿内山間部における大規模な柚山設定に見られる新規占点地の獲得と、もう一つは八世紀中期に成立したが廃絶している庄園の回復という二つの面から進められる。後者の例として新島庄の場合、庄域内にその後多くの百姓口分田や墾田が出現しており、承和七年以降「改正」の論理による取り戻しの努力が払われるが、簡単ではない状況が窺われ、一般に回復運動が成功したかどうかは疑問である、などの諸点が指摘される。

第四部第一章「延喜庄園整理令と庄園」は、延喜二年庄園整理令の分析を中心に、当該期の大土地所有の動向に検討を加えたもので、①九世紀後半になると、延暦・大同年間の規制方針は有名無実化し、王臣家らの占点地の「所領」化が進行し始めること、②延喜庄園整理令は、十世紀初頭における国家の土地再把握政策の一環として出されたもので、存続を認める庄園を公験の明確なものに限定し、新規の設定は認めないとした上で、公験の明確な田地以外の開発田は全て公田＝輸租田として把握する方針を打ち出したものであること、③整理令で存続を認められた庄園は官省符庄と呼ばれ、公験で確認される庄田は不輸租特権を認められたが、庄園領主側は整理令發布直後から庄域内新規開発田も不輸租田とすべきことを主張しており、この主張が徐々に定着していくこと、などが明らかにされる。

第二章「板蠅柚の形成と展開」は、十世紀以降の王臣家・寺社による大土地所有の動向を、東大寺領黒田本庄の成立過程を通じて具体的に描いたもので、①東大寺領板蠅柚は本来大和国の東部山間地に存在したが、②十世紀半ば以降、その四至を伊賀国名張盆地方面に拡大しようとし、同盆地西斜面の焼原柚を板蠅柚の出作地として位置付けつつ、その内部に私領を設定し、その不輸租田化を推進していくこと、③1030年代に至り、焼原柚の板蠅柚内部への繰り込みが完成し、官省符庄としての黒田本庄が成立すること、などが明らかにされる。

余論「篠山盆地における大山庄」は、官省符庄段階における庄園経営の在り方を東寺領丹波国大山庄について見たもので、同庄の開発・経営が、在地での営田活動とともに国境を越える広範な運輸・交易活動をも行う郡司級豪族を、庄預・庄子として組織することにより行われていたこと、庄預が東寺から庄域内の開発・経営を一括して請け負い、その上で、庄預自身を含め庄子らが一定面積を請け負って、自己の私宅を拠点に開発・経営を行うという方式を採っていたこと、などが明らかにされる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、東大寺の庄園群を主たる素材に、古代の庄園関係史料および関連諸法令に綿密な検討を加え、八世紀から十世紀に至る王臣家・寺社の大土地所有の在り方、その歴史的展開過程を具体的に明らかにしようとしたものである。全体は四部に分かれたれ、本論文の意図と内容の概略を述べた序論の他に、全十三章および一編の余論から構成される。

本論文の優れた特徴として、以下の三点を挙げることができる。

第一は、八世紀中期に全国的規模で設定された東大寺の諸庄園を、総体として、相互の有機的連関のもとに把握しようとした点である。正倉院に残された東大寺庄園関係文書および絵図は、越前・越中・近江・伊賀・摂津・阿波・因幡諸国のものに限られるが、平安時代後期作成の一連の文書目録類には、他にも文書名を残すのみの庄園が多く見出される。これら東大寺庄園は、その殆ど全てが八世紀中期に集中して設定されたものであるが、論者はそれらを、一部を除き、次の四個の庄園群に編成されていたものとして把握する。

第一 北陸道によって結び合わされている庄園群…越前・越中・越後の庄園

第二 東海道によって結び合わされていると推定される庄園群…伊勢・美濃・尾張の庄園

第三 大阪湾と淀川および大和盆地を結ぶ水陸交通路の要衝の地に配置されている庄園群…摂津・大和の庄園

第四 紀伊水道および瀬戸内海の水上交通路によって結び合わされている庄園群…播磨・備前・備中・備後・周防・因幡・伯耆・紀伊・阿波・伊予の庄園

従来の研究は、史料の残存状況にも規制され、これら諸庄のうち墾田開発を目的とする越前・越中の大規模庄園に集中しがちであったが、論者はこれを批判し、庄園によっては土地の上毛利用、諸物資の調達、運輸・交通など、多様な目的・機能を果たすべく設置されたものがあることを指摘し、上記四群の庄園を各種の機能を組み合わせて組織された有機的統合体として捉え、東大寺の庄経営をその地域的広がり即ち全体的に考察することに努めるのである。その成果が最も顕著に現れているのは、水無瀬庄など、天平勝宝八歳（756）孝謙天皇勅施入による畿内の庄・所群の交通機能を論じた第二部第一章、同じく勝宝八歳立券の因幡国高庭庄を取上げた第二部第二章、これまた同年立券の阿波国新島庄を問題とした第三部第一章・第二章であり、各章での検討を通じて、(1)中・四国の庄園群（第四群）は難波に向かう瀬戸内・紀伊水道沿いの水上交通路により結び合わされたものとして、天平勝宝八歳の一斉立券によって本格的な成立をみたこと、(2)その同じ勝宝八歳に畿内の庄・所群（第三群）が設定されているが、それらの諸庄のうちの幾つかは大和盆地内でも東からの交通路沿いに所在する点から見て、この第三群の成立により、第一・第二・第四の諸庄園群は最終的に東大寺への物資供給機能を円滑に果たすことが可能となったことが指摘され、天平勝宝元年から設定が開始されていた東大寺庄園群は、同八歳から翌九歳にかけてその完成期を迎えるとの重要な判断が示されている。

勿論、分析の対象とした個々の庄園についても、創見に基づく多くの重要な指摘がなされているが、なかでも新島庄の分析は優れたものであり、現存する絵図の性格の解明に加え、同庄の成立過程とその機能についても、(1)成立当初の新島庄は吉野川下流低湿地上に数kmずつ離れて所在する本庄・枚方・大豆処の三地区から構成されていたが、のち勝浦川河口の中湖に新たに第四番目の地区として勝浦地区が設定されること、(2)八世紀初頭に阿波から土佐への直行路として開設された南海道支道は、津に置かれた水駅を結ぶ水上交通路であり、勝浦地区の置かれた中湖もこの水上交通路沿いの津であったこと、(3)吉野川沿いの大豆津に交通・運輸の拠点として設定された大豆処地区が阿波国北部の物資集散の要を押さえているのに対応し、勝浦地区は勝浦郡・那賀郡など阿波国南部の物資集散の要を押さえる地として設定されたものであることなど、現地を熟知した論者ならではの深みを持った考察が展開されている。

評価すべき第二の点は、本論文が八世紀から十世紀に至る王臣家・寺社の大土地所有の様相を、その歴史的展開過程に即して具体的に追究し、中世庄園成立に至る過程の全体像を一貫して描き出そうとしている点である。従来、八世紀の所謂初期庄園の研究と、それらの多くの経営が行き詰まったのち新たに展開を見せ始める九世紀以降の大土地所有に対する研究とが別々に行われる傾向が強く、一貫した視座による統合的な研究に乏しかったが、本論文はよくその課題を自らのものとし、それに応えたものと言うことができる。播磨国赤穂郡の東大寺塩山の経営および阿波国新島庄の立券以後の動向を主たる素材に、庄経営と在地社会の生産活動との関係に検討を加え、八世紀末以降顕著に進展する山野河海の世界での人間の生産活動の活発化、それを追う形での王臣家・寺社の大規模な土地占点の進行とそれに対する国家規制の在り方を明らかにした第二部第三章、第三部第三章、延喜二年（902）の庄園整理令の分析を中心に、当該期の大土地所有の動向に分析を加えた第四部第一章、十世紀以降の王臣家・寺社による大土地所有の動向を、東大寺領黒田本庄の成立過程を通じて具体的に描き出した同第二章、官省符庄段階における庄園経営の在り方を東寺領丹波国大山庄について明らかにした「余論」などがそれに当たる。本論文によって解明され、或いは理解の深化をみた点が多いが、延喜の庄園整理令について、これを専ら勅旨田に引き付けて理解しようとしてきた従来の見解を批判し、改めてその内容と同令をめぐる大土地所有の動向について明確な見

解を提示したこと、東大寺領黒田庄について、板蠅柚には本来伊賀国名張盆地西斜面の焼原柚は含まれていなかったが、十世紀半ば以降の東大寺による四至拡大の動きのなかで初めてそれが板蠅柚の出作地として位置付けられ、その内部における東大寺私領の設定とその不輸租田化を通して、1030年代に至り、その板蠅柚内部への繰り込みが完成し、官省符庄としての黒田本庄が成立する、との経緯が明らかにされたことなどが特に注目される。

最後に、本論文の優れた点は、上から設定される王臣家・寺社の大規模占点地の在り方、その歴史的展開の様相を、常に在地社会の諸階層による生産活動との関係において捉えるという一貫した視座に貫かれていることである。第一部の三章を充てて検討される越前・越中庄園の場合、例えば越前国について従来賃租経営を重視してきた通説を批判し、複数の「所」を単位とする請作佃の方式を採った営田方式の経営を主張し、あるいは天平神護二年(766)の庄園再編成の在り方の国ごとの違いを詳細に明らかにするなど、従来研究の濃密なこの地域の諸庄についても多くの創見を示すことは勿論であるが、何よりも論者が力を注ぐのは大規模占点地の設定がもたらす在地社会との間の矛盾・相克の具体的描出であり、道守庄を素材に、越前国におけるその具体的様相が明らかにされている。初期庄園の経営がその後行き詰まりを見せる原因が在地社会の生産活動との矛盾・対立にあることを示す一方、論者はまた、少なくとも八世紀末に至るまで安定した経営を見せる赤穂郡の塩山の例を素材に、そこには共同体規制を背景とする在地刀禰層との協力関係が見て取れることを指摘する。板蠅の柚の四至拡大、黒田本庄の成立過程においても在地刀禰層との関係の重要性が指摘されており、また八世紀末以降の大規模占点地の展開が山野河海の世界への人間の生産活動の拡大を背景に論じられ、大山庄について在地豪族層の組織化による経営の様態が具体的に追究されるなど、この視座からする一貫した考察が本論文に一段の深みを加えていると言ってよい。

このように、本論文は古代庄園研究を歴史学の位相において大きく前進せしめたものと評価できるが史料の解釈においてなお疑問を残す点もないではなく、また一部の図表等に不注意による過誤や誤植の見られる点が惜しまれる。しかし、それとて古代における大土地所有についての総体的研究を果たした本論文の価値を大きく損なうようなものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2001年10月5日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。